

修繕請負契約書

1 件名

2 履行場所

3 履行期間

 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

4 請負代金額

 金 _____ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____ 円)

5 契約保証金

 金 _____ 円

倉敷市財務規則（昭和42年規則第22号）第175条第3号により免除

上記の修繕について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田6 4 0番地

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面、入札説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 受注者は、頭書記載の修繕（以下「修繕」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者はその請負代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。
- 仮設、施工方法その他修繕を完了するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者はその責任において定める。
- 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約に係る調停の申立て又は訴訟の提起については、岡山地方裁判所をもって、合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体すべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)
第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(特許権等の使用)

第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている修繕材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者はその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括下請負等の禁止)
第4条 受注者は、修繕の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 受注者は、この契約の履行につき、修繕の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を速やかに発注者に届け出なければならない。
(監督員)

第5条 発注者は、修繕の施工についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めるときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
(現場責任者)

第6条 受注者は、この契約の履行にあたり修繕の管理を行う現場責任者を定め、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
(履行報告)

第7条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
(貸与品及び支給材料)

第8条 発注者から受注者への貸与品及び支給材料の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
2 受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
3 受注者は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4 受注者は、設計図書に定めるところにより、修繕の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品及び支給材料を発注者に返還しなければならない。
5 受注者は、故意又は過失により貸与品及び支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
(設計図書不適合の場合の改造義務)

第9条 受注者は、修繕の施工部分が設計図書の内容に適合しない場合において、発注者はその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(修繕の中止)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を受注者に通知して、修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。
2 発注者は、前項の規定により修繕を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(受注者の請求による履行期間の延長)

第12条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に修繕を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。
2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(履行期間の変更方法)

第13条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
(請負代金額の変更方法等)

第14条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3 この契約書の規定により受注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
(物価等の変動に基づく請負代金額の変更)

第15条 発注者又は受注者は、履行期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により請負代金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、請負代金又は設計図書の内容を変更することができる。この場合における協議については前条の規定を準用する。
(臨機の措置)

第16条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
3 発注者は、災害防止その他修繕を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。
(一般的損害)

第17条 修繕の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第19条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者その費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
(第三者に及ぼした損害)

第18条 修繕の施工につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者その賠償額を負担する。
2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者その賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由が

あることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　前2項の場合その他修繕の施工につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。（不可抗力による損害）

第19条　受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、修繕の施工が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2　発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより修繕の施工が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。（検査）

第20条　受注者は、修繕を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う職員として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、修繕の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者又は検査員が必要がないと認めるときは、受注者の立会いを要しないものとする。

3　修繕目的物の所有権は、前項の規定による検査に合格した時をもって、発注者に移転するものとし、移転と同時に発注者に当該物件の引渡しがあったものとみなす。

4　受注者は、第2項の検査に合格しなかったときは、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を修繕の完了とみなして前3項の規定を準用する。（請負代金の支払い）

第21条　受注者は、前条第2項（前条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、発注者に対して請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。（第三者による代理受領）

第22条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定による支払いをしなければならない。（契約不適合責任）

第23条　発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3　第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 履行の追完が不能であるとき。
- 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第24条　発注者は、引き渡された修繕目的物に関し、第20条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの日、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければならない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3　前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
4　発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、修繕目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければならない。当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、修繕目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10　引き渡された修繕目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第25条　発注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による修繕が完了した後においても同様とする。

- この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。。）
- 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する基礎であるものであるとき。
- この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　受注者が前項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

3　第1項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

4　第1項の規定に該当する場合においては、発注者は契約を解除することができる。（発注者の催告による解除権）

第26条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。
- 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと認められるとき。
- 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第27条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 修繕を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3)　引き渡された修繕目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が修繕を原状に復した上で再び修繕しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- 受注者が修繕の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 修繕目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- 第30条又は第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条　第26条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。（発注者の任意解除権）

第29条　発注者は、修繕が完了するまでの間は、第26条又は第27条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第30条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。（受注者の催告によらない解除権）

第31条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 第10条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 第11条の規定による修繕の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が修繕の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の修繕が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないととき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第32条　第30条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。（発注者の損害賠償請求等）

第33条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 履行期間内に修繕を完了することができないとき。
 - この修繕目的物に契約不適合があるとき。
 - 第26条又は第27条の規定により、修繕の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第26条又は第27条の規定により修繕の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 修繕の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5　第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
6　第2項の場合（第27条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第34条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第21条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第35条　この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に修繕を完了した部分（以下「既施工部分」という。）があると認めたときは、既施工部分を検査の上、当該検査に合格した既施工部分に相応する請負代金（以下「既施工部分請負代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既施工部分請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。（解除に伴う措置）

第36条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料があるときは、前条第2項の既施工部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。

2　受注者は、この契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有又は管理する機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。（保険）

第37条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。（賠償金等の徴収）

第38条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日までの日数に応じ、その支払わない額につき年3パーセントの割合で計算して得た利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、当該追徴額につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第39条　この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。